

# 資産税通信

平成 20 年 1 月 No.008

(株)総合税経センター

税理士法人あさひ会計

コンサルティング部

TEL 04-7147-0665(直通)

FAX 04-7147-0666

ホームページ <http://www.zeikei-c.com>



## 新年拡大版・平成 20 年度与党税制改正大綱発表

新年あけましておめでとうございます。今年も税経センターグループ、資産税通信、共々よろしくお願い致します。皆様に少しでも役立つ資産税に関する情報をお伝えするためますます頑張っていきたいと思っております。前回に引続き不動産売却に係る税金についてお伝えする予定でしたが、平成 19 年 12 月 13 日に自民党から平成 20 年度税制改正大綱が発表されましたので、今回は改正大綱の中から資産税関係のものをいくつかお知らせしていきたいと思います。特に関心と呼びそうなものとして「取引相場のない株式に係る相続税の納税猶予制度」の創設、「上場株式等に係る譲渡所得等の 10% 軽減税率」の廃止があげられると思いますのでこれらについて説明させていただきます。

### 取引相場のない株式に係る相続税の納税猶予

以前から話題になり資産税通信でも取り上げましたが、この規定は平成 21 年税制改正において創設される予定で、経済産業省の「中小企業の事業の継続の円滑化に関する法律（仮称）」が施行された以後の税制面の政策として設けられます。

前評判では、8 割の相続税が減額されるというものでしたが、実際には 8 割部分の税額が猶予されるというものになりそうです。

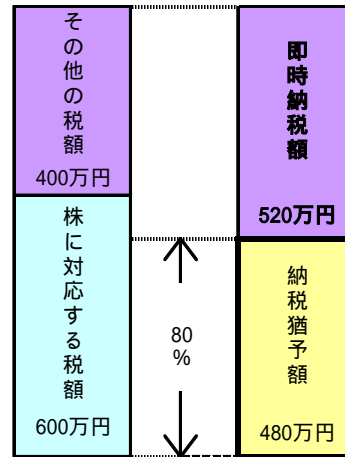
#### ◆ 概要

「事業承継相続人」が、非上場会社を「経営していた被相続人」から相続等によりその会社の株式等を取得しその会社を運営する場合には、その事業承継相続人が納付すべき相続税額のうち、その取得した株式（発行済株式数の 3 分の 2 に達するまでの部分に限る）に係る課税価格の 80% に対応する相続税の納税を猶予されます。

これは、一定の要件を満たす株に対応する税額の 80% 部分は要件を満たす限り納税を待ってくれるというものです。

#### 相続税総額

1000万円



一定の要件を満たせば免除

上記の例では、本来 1,000 万円納付すべきですが 480 万円の納税猶予を受け 520 万円の納税ですみます。

#### ◆ 適用要件

- (1) 「事業承継相続人」とは一定の中小企業の発行済株式等について、同族関係者と合わせその過半数を保有し、かつ、その同族関係者の中で筆頭株主である後継者です。
- (2) 「会社を運営していた被相続人」とは同族関係者と合わせその過半数を保有し、かつ、その同族関係者（事業承継相続人を除く）の中で筆頭株主であったものです。
- (3) 納税猶予の対象となった株式等のすべてを担保に供さなければなりません。

#### ◆ 免除

事

### ◆ 納税猶予の打ち切り

以下に該当する場合には、納税猶予が打ち切られ納税猶予税額の全額又は一部と利子税を併せて納付しなければなりません。

- (1) 事業承継相続人が、相続税の法定申告期限から5年の間に、代表者でなくなる等、事業を継続していないと認められる場合
- (2) 相続税の法定申告期限から5年を経過後において納税猶予の対象となった株式等を譲渡等した場合には、その時点で、納税猶予の対象となった株式の総数等に対する譲渡株式の総数等の割合に応じた猶予税額を納付する。

納税猶予を受ける場合には5年以上事業を継続し、株式を持ち続けることが必要です。(2)の場合に納付するのは譲渡した株に対応する税額のみです。

事業を継続とは

- ・ 事業承継相続人が代表者であること
- ・ 雇用の8割以上を維持すること
- ・ 事業承継相続人が相続した対象株式を継続保有すること

とされています。

### ◆ 適用除外

個人の資産の管理を行う法人は対象外となります。

### 上場株式等に関する改正

(譲渡益500万円以下、配当100万円以下までは従来どおり10%の軽減税率を継続)

上場株式等に係る所得については、譲渡・配当共に10%(所得税7%、住民税3%)の軽減税率が適用されていましたが平成20年12月31日をもって廃止となります。ただ全廃という訳ではなく少しずつ経過措置が設けられています

### ◆ 上場株式等の譲渡所得に対する課税

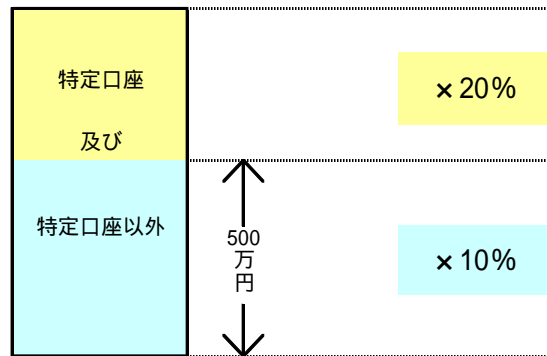
#### 原則

- 平成21年1月1日以後  
・・・20%(所得税15%、住民税5%)

#### 特例措置

- 平成21年1月1日～平成22年12月31日  
・・・所得のうち500万円以下の部分  
10%(所得税7%、住民税3%)

### 1年分の 上場株式等に係る 譲渡所得等の金額



### ◆ 上場株式等の配当所得に対する課税

上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率は平成20年12月31日をもって10%(所得税7%、住民税3%)を廃止、20%(所得税15%、住民税5%)となります。

#### 特例措置

- 平成21年1月1日～平成22年12月31日  
・・・従前どおり10%

この場合、1年分の配当等の金額の合計額(一定のものを除く)が100万円を超える場合には確定申告が必要となります。

### ◆ 配当所得の申告分離課税の選択

平成21年1月1日以後に支払を受ける上場株式等の配当所得については、他の所得と合算せず20%の税率により分離して申告することができます。

#### 有利

- ・ 所得が多く税率が高い方は税率が20%で固定
- ・ 上場株式等の譲渡損失を配当所得から控除可

#### 不利

- ・ 配当控除が受けられない。

総合課税と申告分離課税はいずれか一方しか選ばませんので適切な判断が必要とされるでしょう。

(注)平成21年1月1日から平成22年12月31日までは申告分離を選択しても100万円以下の部分について10%の軽減税率の適用があります。

譲渡、配当共に一定金額を超えなければしばらくは優遇規定が受けられそうです。

まだ大綱の段階ですので確実とはいえませんが、今後も動向をお伝えしていきたいと思っております。

ご質問等ございましたらお気軽にお尋ね下さい。